



発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
大電話(53)3033-4
編集人 森 卓
発行人 森 卓
半年間1,800円 送料共
振替口座番号
労働金庫大牟田支店
825-普通 2612963

一九九三年度
定期総会
日時 11月28日(日)午前9時
場所 労働金庫大牟田支店2F
※ 開会冒頭、定年退職者表彰
をします。ご出席下さい。

三十年の苦闘、教訓に

労働災害絶滅めざす反合理化闘争を

三池大災害30周年抗議集会

三池大災害から三十周年を迎えた十一月九日、午後一時三十分から大牟田労働福祉会館ホールで来賓と各団体の代表、組合員・主婦会、三池被災者の会、三池退職者の会などが参加して「三池大災害三十周年抗議集会」を開きました。集会では、主催者・来賓あいさつのおと「労災職業病の現状と課題」と題して古谷彬郎氏が講演。CO連帯基金から長崎じん肺訴訟団への支援カンパと熊本県労働安全衛生センターへの出資金が贈呈され、被災者の代表が決意を述べました。

一九六三年十一月九日、四百五十一「CO闘争」の一環としての十八人の命を奪い、八百三十九人 裁判闘争が、提訴から十四年を経た一酸化中毒患者を出した戦後最 追及と抗議のために一番方から二 十四時間ストライキに突入、三井 鉱山関係(三池事業所・三井大牟 田病院)は一時間五十分の時限ア 森 時男・大牟田地評センター事 務局長



三池大災害30周年抗議集会

抗議集会が開かれました。この日、会社に対する災害責任 団体を代表して激励と連帯のあい さつを受けました。

意を込めたあいさつのおと、参加 代表河西弁護士田口組組長から 自録が手渡されました。

問、細谷治道・衆議院議員、田中 安全センターにCO連帯基金から 昭一・衆議院議員、本多俊之・井 運営資金として五十万円を出資し、 護士、大場和正・大牟田市会議員、 股本道也・事務局長から現状につ 長谷川為美・福岡県会議員、金子 いて報告されました。

副郎・CO医師団、順不同) また、このほど結成となった北 続いて「全国労働職業病の現状 炭夕張新鉱災遺族裁判原告団へ と課題について」と題して、古谷 三池被災者の会から五十万円の支 援カンパを贈られることが報告さ れました。

ここで犠牲者への冥福と会社へ の抗議を込めた黙とうを行ったあ ちで、長崎じん肺訴訟団にCO 連帯基金からの支援カンパ五十 万円が贈呈され、河西龍太郎弁護 長が決意表明(別項)に立ち、参 加団体紹介のおと「団結がんばる 告されました。さらに熊本県労働 う」を三唱して閉会しました。

前期妥結額を確保 (石炭)

下期期末手当四五八、〇〇〇円

下期期末手当闘争は、十一月十 五日から先行二社(三井・太平洋) できず、ストライキを配置してで も前期妥結額を上まわる回答を引 き出すことを基本にして交渉に臨 みます。

鉱山、期末闘争が決着

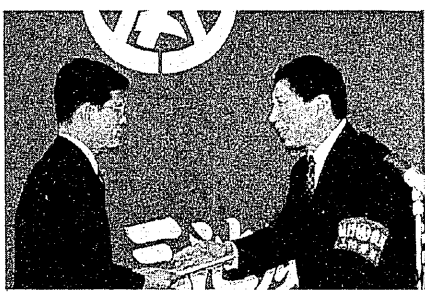
事業所前期同額、病院五千元上げ

三井鉱山グループの三池事業所 (港務所)の期末手当交渉は、六 交渉に当たって鉱山側は減収・減 益で厳しい経理事務のものにあり、 十五万円を要求して三井石炭とは



長崎じん肺訴訟 原告団へカンパ

代表河西弁護士田口組組長から 自録が手渡されました。



労働安全センターへ 運営資金を出資

センターの股本局長に田口組組 長から自録が手渡されました。

み、最終的に前期同額が限度と判 断し妥結しました。妥結額は、三 井が期末手当四〇六、〇〇〇円、 協力一時金四八、〇〇〇円、修正 給四、〇〇〇円で合計四五八、〇 〇〇円。なお、太平洋社との格差 は前期通り二一、〇〇〇円ひら いています。

二期目(期末手当交渉)では、 十九日午後五時、前期妥結額 に五、〇〇〇円積み上げ三九〇、 〇〇〇円で妥結しました。同病院 の場合、額に差がありますが、従 前の実績を上まわる額となってい ます。支給日は十二月十日。

この大災害の責任を追及する 裁判闘争は、六年前の一九八七 年七月、裁判長の斡旋で和解に よる決着となりましたが、和解 内容は、不満も多く厳しいもの でありました。しかし、私たちが 裁判に立ち上がり粘り強くたた かったからこそ、一貫して責 任を認めよつとなつた三井 資本に、和解金を支払わせるこ とで責任を認めさせることがで きたもので、たまたかの成果だ と確信しています。

また本年三月、和解に反対し て訴訟を継続した原告に対する 判決が出され「本件事実当時三 川鉱第一斜坑内には、爆発を引 起すおそれのあるガスが、一 言もありませんでした。大災害 の責任を認めさせた判決は評価 できますが、労働者の命と健康 を軽視する会社の姿勢を改めな

社会的責任の追及を

弁護士 小島 肇

三十年前、この世の地獄と化 れ、今なお苦しみがつづいてい る。災害後十年を経過してCO 裁判を起し、組合と全国の仲 間に支えられた裁判闘争は前進 した。しかし、三井の災害責任 が明らかになると同時に、時効 問題で遺族と軽傷患者が救済さ れない事態となった。苦悩の選 択によって和解の道を選んだが、 判断は間違っていない。十分さはあったが、全体が救済 された。そして、九・二八、山 野、長崎・筑豊の裁判へと引き 継がれ、原告を励ました。法的 には確定したが、社会的・道義 的責任を追及していかなければ ならない。(要旨摘記)

ひとくちに三十年と申します が、一家の大黒柱を失った遺族 の悲しみと苦しみ、CO患者の 苦しみと不安は筆舌に尽せるも のではなく、大災害の爪あと、 現在もおお生々しく残っていま す。

この大災害の責任を追及する 裁判闘争は、六年前の一九八七 年七月、裁判長の斡旋で和解に よる決着となりましたが、和解 内容は、不満も多く厳しいもの でありました。しかし、私たちが 裁判に立ち上がり粘り強くたた かったからこそ、一貫して責 任を認めよつとなつた三井 資本に、和解金を支払わせるこ とで責任を認めさせることがで きたもので、たまたかの成果だ と確信しています。

また本年三月、和解に反対し て訴訟を継続した原告に対する 判決が出され「本件事実当時三 川鉱第一斜坑内には、爆発を引 起すおそれのあるガスが、一 言もありませんでした。大災害 の責任を認めさせた判決は評価 できますが、労働者の命と健康 を軽視する会社の姿勢を改めな

労災・職業病の闘いと連帯 労災法の抜本改正めざす 決意表明

十一月九日大災害から三十年。 本間に色々なことがありましたが、このように、長い期間にわたってたたかいて続けてこれたのは、三池労組・主婦会による粘り強い活動と、全国の働く仲間による力強い支援があったからであり、私たちが、このことを決して忘れてはならないと思 います。

私たちは、三十年間の苦しみとたたかいて思い起こしながら、遺族とCO患者の生活と治療を守り、労働災害・職業病のたまたかいと連帯し、労災法の抜本的改正をめざして、さらにたたかいて強化していく決意です。

今後とも、さらに力強い指 導と支援をお願いいたします。

一九九三年十一月九日
三池大災害被災者の会
会長 小川 紘志